

お客様へのお願い

本製品または添付品の梱包を解かれる前に必ずお読みください。

このたびは、弊社製品「ST-Q100-BGセット」をお求めいただき、まことにありがとうございます。弊社では、本製品に内蔵または添付されているソフトウェア（関連するマニュアル等の資料を含めて、以下「許諾プログラム」といいます。）のお客様によるご使用について、下記の「ソフトウェアのご使用条件」を設けさせていただいております。本使用条件を充分にお読みください。本製品または添付品の梱包を解かれた場合には、本使用条件にご同意いただいたものとさせていただきます。

ソフトウェアのご使用条件

NECインフロンティア株式会社（以下「弊社」といいます。）は、本使用条件とともにご提供する許諾プログラムを日本国内で使用する権利を下記条項に基づきお客様に許諾し、お客様も下記条項にご同意いただくものとします。なお、お客様が期待される効果を得るための許諾プログラムの選択、許諾プログラムの導入、使用および使用効果につきましては、お客様の責任とさせていただきます。

また、各許諾プログラムには、Linuxの一般公衆ライセンスの条件が適用されるものが含まれ、これについては本使用条件が適用されません。弊社は、この一般公衆ライセンスの条件が適用される許諾プログラムを、当該ライセンスの条件とともに、本製品の出荷を弊社が終了してから少なくとも3年が経過するまで、

Webサイト：http://www.necinfrontia.co.jp/products/keytelephone/pro_dl.htmを通して公開いたします。

1. 期間

- (1) 本使用条件は、お客様が許諾プログラムをお受け取りになった日に発効します。
- (2) お客様は、1カ月以上事前に、弊社宛て（弊社の宛先は本書の末尾に記載されたものとします。）書面により通知することによりいつでも本使用条件により許諾される許諾プログラムの使用権を終了させることができます。
- (3) 弊社は、お客様が本使用条項に違反されたときはいつでも許諾プログラムの使用権を終了させることができるものとします。
- (4) 許諾プログラムの使用権は、上記(2)または(3)により終了するまで有効に存続します。
- (5) 許諾プログラムの使用権が終了した場合には、本使用条件にもとづくお客様のその他の権利も同時に終了するものとします。お客様は、第7条第2項に定める場合を除き、許諾プログラムおよびそのすべての複製物を破棄するものとします。

2. 使用権

- (1) お客様は、許諾プログラムを次の各号に定めるところに従い使用することができます。
 - (イ) 本製品に内蔵された許諾プログラムを本製品においてのみ使用すること
 - (ロ) 許諾プログラムのうちCD-ROMで提供されたものを、本製品に接続されたコンピュータにインストールし、当該コンピュータ上においてのみ使用すること
 - (ハ) 許諾プログラムのうちCD-ROMで提供されたものを、本製品に内蔵された許諾プログラムを修補するために、本製品に接続されたコンピュータを経由してインストールすること（このようにインストールされた許諾プログラムは本製品に内蔵された許諾プログラムとみなします。）
- (2) お客様は、前項に定める条件に従い日本国内においてのみ、許諾プログラムを使用することができます。

3. 許諾プログラムの複製、改変および結合

- (1) お客様は、滅失、毀損等に備える目的のみ、CD-ROMで提供された許諾プログラムを1部複製することができます。
- (2) お客様は、許諾プログラムのすべての複製物に、許諾プログラムに付

- されている著作権表示およびその他の権利表示を付すものとします。
- (3) お客様は、本使用条件で明示されている場合を除き、許諾プログラムの使用、複製、改変、結合その他の処分を行ってはなりません。
- (4) 本使用条件の他の規定にかかわらず、お客様はいかなる場合であってもマニュアル等の関連資料を複製することはできません。
- (5) 本使用条件には、許諾プログラムに関する無体財産権をお客様に移転するものではありません。

4. 許諾プログラムの移転等

お客様は、賃貸借、リースその他いかなる方法によっても許諾プログラムの使用を第三者に許諾してはなりません。ただし、第三者が本使用条件に従うこと、ならびに本製品およびお客様が保有する許諾プログラムを全て引き渡すことを条件にお客様は許諾プログラムの使用権を第三者に移転することができます。

5. 逆コンパイル等

お客様は、許諾プログラムを逆コンパイルまたは逆アセンブルすることはできません。

6. 保証の制限

- (1) 弊社は、許諾プログラムに関していかなる保証も行いません。許諾プログラムに関し発生する問題はお客様の責任および費用負担をもって処理されるものとします。
- (2) 本製品に添付された許諾プログラムの記録媒体に物理的欠陥（ただし、許諾プログラムの使用に支障をきたすものに限りません。）があった場合においてお客様が許諾プログラムをお受け取りになった日から14日以内にかかる日付を記した領収書（またはその写し）を添えて、お求めになった取扱店にて許諾プログラムを返却されたときには、弊社は当該記録媒体を無償で交換するものとし（ただし、弊社が当該欠陥を自己の責によるものと認めた場合に限りません。）、これをもって記録媒体に関する弊社の唯一の保証とします。

7. 責任の制限

弊社は、いかなる場合も、お客様の逸失利益、特別な事情から生じた損害（損害発生につき弊社が予見し、または予見し得た場合を含みます。）および第三者からお客様に対してなされた損害賠償請求にもとづく損害について一切責任を負いません。また、弊社が損害賠償責任を負う場合には、弊社の損害賠償責任は、その法律上の構成の如何を問わず、お客様が実際にお支払になった許諾プログラムの代金相当額をもってその上限とします。

8. その他

- (1) お客様は、いかなる方法によっても許諾プログラムを日本国から輸出してはなりません。
- (2) 本契約にかかわる紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決するものとします。
- (3) 本使用条件は、本ソフトウェア製品の使用許諾についての証明ですので、お客様はこれを保管しなければなりません。

ご連絡先

お問い合わせに関しましては、お買い上げの販売店までご連絡ください。

